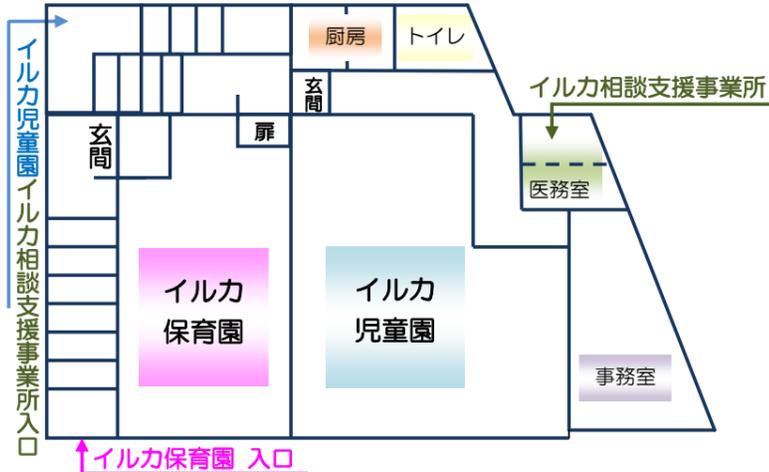


ご利用の流れ

- ① ご相談 (事前ご予約後、事業所にて)
- ↓
- ② ご契約 (事業所にて)
- ↓
- ③ 計画案の作成 (事業所より家庭訪問)
- ↓
- ④ 支給決定 (区の福祉課により)
- ↓
- ⑤ サービス等利用計画の作成
- ↓
- ⑥ モニタリング (決定・確認・見直し)

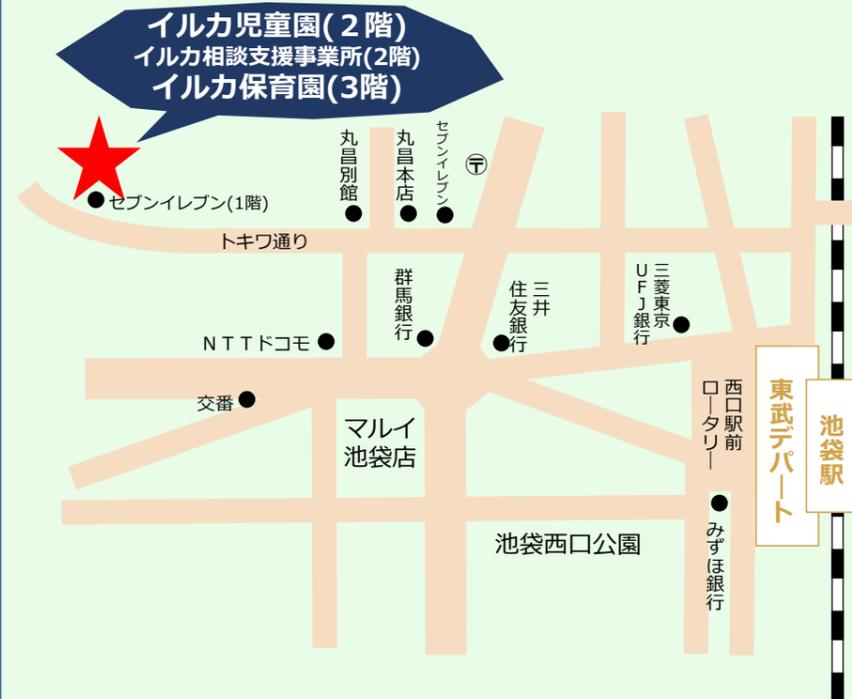
施設平面図



<構造・規模>

鉄筋コンクリート構造
 地下1階から5階建(2階部分)
 施設延床面積 183.32㎡ (55.4坪)
 保育園 47㎡、児童園 45㎡
 相談室、厨房、事務室、トイレ

案内図



【交通】

JR池袋駅西口より600m 徒歩約8分
 地下鉄丸ノ内線・副都心線 徒歩約5分

【イルカ相談支援事業所】

住所：東京都豊島区池袋2-35-5
 ウチダビル2階
 電話・FAX：03(3988)2688

☆どんな小さなことでもご相談下さい。心よりお待ちしております。

イルカ 相談支援事業所



〒171-0014

東京都豊島区池袋2-35-5

ウチダビル2階(元豊島区青年会館)

TEL・FAX：03(3988)2688

Mail：irukasoudansien@yahoo.co.jp

ホームページ：http://iruka-seika.com/

事業所番号 特定相談支援事業所 1331601409

障害児相談支援事業所 1371600162

イルカ相談支援事業所とは

ご家族などからのご相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言などを行う事業所です。

概要

〈目的〉 障害児・者に関する適切な相談及び援助

〈開所〉 平成28年4月1日

〈職員〉 管理者（1名）、
相談支援専門員（1名）、

〈対象児〉 0歳から18歳までのお子様及び障害者

※ イルカ相談支援事業所は、児童発達支援事業のイルカ児童園も併設している事業所です。

支援の内容

(1) 支援内容について

【利用できる方】

豊島区及び23区、近郊にお住まいの**18歳未満のお子様と保護者及び障害者**

【計画相談】

無料。区からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、自己負担はかかりません。

利用する際に、障害者総合福祉法(児童福祉法)に基づく、サービス等利用計画(障がい児支援利用計画)を作成し、一定期間(期間毎)ごとにモニタリング(評価)を実施致します。

(2) イルカ相談支援事業所について

具体的には、ご家族などからの相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言などを行う事業所です。生活の全体のプランとしてのサービス等利用計画の作成などを通じて他の療育機関や幼稚園・保育園・支援学校・小学校・中学校・職場などとの連携をとりながら、生活の支援を、地域の様々な資源も活用しながら支援させていただきます。



※ご利用前でもご相談に応じますので、ご連絡ください。あらかじめお子様のご様子などについてご連絡をいただけますと大変助かります。